

第3章 基本理念・基本目標

1 基本理念

みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ

子どもは未来を担う社会の希望です。

子どもの健やかな育ちを保障し、促すには、子どもの発達過程や個性を踏まえた適切な育ちの環境が必要です。

近年、子どもの育ちや子育ての環境が、少子化、核家族化、情報化及び国際化など社会や時代の変化とともに激しく変わってきています。

社会全体で子ども・子育て家庭を支えようとする動向の中で、教育・保育施設、学校、企業、地域及び行政の密接な連携が一層強く求められています。

会津若松市は、地域ぐるみの子育て支援により、子どもは安心して遊び、保護者は安心して働きながら、充実した家族の時間が過ごせる、笑顔があふれた子どもが育つまちになることを目指してまいります。

2 基本目標

基本目標 I 子どもがいきいきと育つまち

子どもは、様々な人との関わりや体験を通して、これからの中を生きていく力を身につけていきます。

子どもの「生きる力」をはぐくむために、子どもの成長を支える家庭と地域、教育・保育施設や学校など関係機関が連携し、子どもが安全にいきいきと成長できる取組を推進します。

基本施策 1 心豊かな子どもを育む活動の充実

基本施策 2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

基本施策 3 子どもの安全の確保

基本施策 4 子どもの悩みに対応する相談支援体制の充実

基本施策 5 次代の親の育成

基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち

子どもの健やかな成長には、保護者の豊かな愛情と安心して過ごせる家庭、そして地域の環境が大切です。子育て家庭の不安や負担を軽減し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない、安心して子どもを産み・育てられる取組を推進します。

また、保護者が安心して働くことができるよう、教育・保育施設や子ども・子育て支援事業の充実を図るとともに、仕事と子育ての両立に向けた取組を推進します。

- 基本施策1 妊産婦・子どもの健康づくりの推進
- 基本施策2 子育て家庭への各種サービスの充実
- 基本施策3 子育てしやすい生活環境などの整備
- 基本施策4 仕事と生活との両立の支援
- 基本施策5 子育て家庭への経済的支援
- 基本施策6 援助を必要とする子どもや家庭への支援

基本目標Ⅲ 子育てをみんなで支えるまち

未来を担う子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、会津若松市の未来を創ることにつながっています。

すべての子どもの健やかな育ちと発達が保証され、子どもの最善の利益が実現する地域社会づくりを目指し、子どもを守り、子育てを地域のみんなで支える取組を推進します。

- 基本施策1 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進

3 施策の体系

基本理念			
みんなで育み、笑顔が満ちあふれた子どもが育つまち あいづわかまつ			
基本目標	基本施策	主な施策	ページ
I 子どもがいきいきと育つまち	1 心豊かな子どもを育む活動の充実	(1) 子どもに関する情報の充実 (2) 心豊かな子どもを育む体験活動や読書活動の実施 (3) 国際交流活動の推進	20 20 21
	2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	(1) 学校の教育環境の整備 (2) 保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校間の連携の推進	22 23
	3 子どもの安全の確保	(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	23 24
	4 子どもの悩みに対応する相談支援体制の充実	(1) 子どもの悩みに対する相談の充実	25
	5 次代の親の育成	(1) 幼児とふれあう機会の提供 (2) 思春期における健康教育の推進	26 26
II 子どもを安心して産み・育てるこができるまち	1 妊産婦・子どもの健康づくりの推進	(1) 妊産婦の健康づくりの推進 (2) 妊婦、乳幼児健康診査の充実 (3) 子どもの健康づくりの推進 (4) 救急医療体制の充実 (5) 食育の推進	27 28 29 30 30
	2 子育て家庭への各種サービスの充実	(1) 子育て家庭へのわかりやすい情報の提供 (2) 子育て家庭への相談の充実・家庭の教育力の向上 (3) 子育てをする親への支援 (4) 多様な教育・保育ニーズへの対応と充実 (5) 放課後児童健全育成事業の充実	31 31 32 33 34
	3 子育てしやすい生活環境などの整備	(1) 安心して外出できる環境の整備 (2) 子育てしやすい居住環境の整備 (3) 子どもの遊び場の整備	34 35 35
	4 仕事と生活との両立の支援	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	36 37
	5 子育て家庭への経済的支援	(1) 教育費や養育費などにかかる支援の充実	38
	6 援助を必要とする子どもや家庭への支援	(1) 子どもの虐待防止の強化 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 子どもの貧困対策 (4) 障がいのある子どもや家庭への支援	39 40 41 46
III 子育てをみんなで支えるまち	1 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進	(1) 子育て意識の醸成 (2) 市民参加の子育て支援 (3) 子育て支援施設を拠点とした子育て支援	47 48 49

第4章 各種子育て施策の展開

【基本目標I 子どもがいきいきと育つまち】

◇基本施策1 心豊かな子どもを育む活動の充実

(1) 子どもに関する情報の充実

子どもの体験活動など、心豊かな子どもを育む活動等の情報について、「会津若松プラス」や市ホームページ等の情報媒体を活用し、情報の充実を図り、情報発信を行います。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・子ども向けイベント等の情報提供	生涯学習総合センター	「会津稽古堂ホームページ」や「会津稽古堂 Facebook」などの情報媒体を活用し、子どもの地域体験活動に関する情報や子育ての情報を提供します。
◆図書館イベント、新刊図書情報等の提供	生涯学習総合センター	「会津図書館ホームページ」や「会津図書館 Twitter」、市ホームページ等の情報媒体を活用し、情報発信を行います。また、「会津図書館だより」「こどもとよかんだより」の定期的な発行・配布により、図書館のイベントや新刊図書等の情報を提供します。
◆地域とつながる教育支援事業	学校教育課	開かれた学校づくりを進めるため「会津若松+（プラス）」と連携し、教育ポータルサイト「あいづっこWeb」を活用するとともに、学校と家庭をつなぐ情報配信アプリケーション「あいづっこ+（プラス）」を配信し、学校での出来事とともに学校だより等の情報提供を行います。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(2) 心豊かな子どもを育む体験活動や読書活動の実施

異年齢児・世代間交流や、自然の中での体験活動など、様々な活動を通して、心豊かな子どもを育てます。

地域と学校が協働して行う「地域学校協働本部事業」、子ども会育成会連絡協議会との共催で行う「指導児講習会」、高齢者との交流（あいづわくわく学園生と小学生の交流）、子どもの読書活動、各地区公民館事業等により、心豊かな子どもの育成に取り組みます。

◇地域学校協働本部事業

() 内はこどもクラブとの一体型

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
放課後子ども教室	学校区	6 (0)	6 (0)	6 (4)	9 (5)
学校支援活動	学校区	—	1	1	2

第4章 各種子育て施策の展開

基本目標Ⅰ 子どもがいきいきと育つまち／基本施策1 心豊かな子どもを育む活動の充実

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・指導児講習会	教育総務課あいづっこ育成推進室	子ども会育成会連絡協議会との共催で、地域子ども会会員を対象に、集団生活のルールやレクリエーション、会津の歴史や文化等について、集まった仲間たちとの班活動を中心に学び、地域子ども会活動をより充実したものとする目的に開催します。
・あいづわくわく学園グループ学習(小学校との交流会)	高齢福祉課	市主催の高齢者大学校である「あいづわくわく学園」において、伝承遊び・レクリエーションや給食をともに食べ、小学生との交流を実施、継続していきます。
◆地域学校協働本部事業	生涯学習総合センター／各地区公民館	放課後の子どもたちの居場所づくりを行う「放課後子ども教室」や学校のニーズに応じて地域の方々が様々な学校活動を支援する「学校支援活動」などを行い、学校と地域が連携を図ることで子どもたちの豊かな人間性を育み、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていきます。
・子どもの読書活動の推進	生涯学習総合センター	家庭、地域、学校等が連携し、成長に応じて子どもの読書に親しむ機会や環境の充実を図り、子どもの読書活動推進に取り組みます。
・各地区公民館事業	各地区公民館	地域ごとの特徴を活かして、自然体験や地域の催しへの参加、多世代交流などの取組を行っています。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(3) 国際交流活動の推進

子どもたちの国際社会への興味や関心を醸成し、グローバルな人材を育成するために、国際交流活動を推進します。

毎年30名前後の高校生が参加するグローバル人材育成事業や、友好都市中国荊州市との青少年書画交換交流を実施していきます。

◇国際交流推進事業

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
プログラム参加者 (会津地域の高校生)	人	31	26	26	35

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・国際交流推進事業	企画調整課	野口英世博士と諸外国との深いつながりを縁に、グローバルな視点を持った人材育成のためのプログラム（グローバル人材育成事業）を継続して実施していきます。
・友好都市交流事業	企画調整課	友好都市を締結している荊州市と書画の交換やホームステイによる交流を行い、友好交流の促進を図ります。

◇基本施策2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

(1) 学校の教育環境の整備

子どもの発達における自然体験や社会体験など様々な体験の重要性や、総合的な学習の時間の取組、少子化の進行や社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化するなど、学校の教育環境の整備が求められています。

このことから、引き続き「学校評議員制度」や「学校評価」などに取り組むとともに、保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度の導入や「地域学校協働本部事業」の拡充により、地域の力を学校運営に活かす地域とともにある学校づくりを推進します。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
◆学校運営協議会	学校教育課	地域とともにある学校を目指し、学校と保護者、地域住民が連携・協働して学校運営に取り組む学校運営協議会を導入します。
・学校評議員	学校教育課	学校運営に関し地域住民等から意見を聴取しています。今後は、学校運営協議会への移行を踏まえながら、本制度に取り組んでいきます。
・学校評価	学校教育課	学校教育の向上を図るため、教育活動の状況について評価を行います。自己評価は全教職員・保護者・園児児童生徒が、学校関係者評価は学校評議員等が行い、評価結果を公表しており、地域と家庭、学校が連携しながら教育力を高めるよう努めます。
◆教職員人事評価制度	学校教育課	小中学校において、全職員が経験年数等に応じた自己目標を設定し、管理職との面談を行いながら目標達成のための取組を行います。
◆地域学校協働本部事業（再掲）	生涯学習総合センター／各地区公民館	放課後の子どもたちの居場所づくりを行う「放課後子ども教室」や学校のニーズに応じて地域の方々が様々な学校活動を支援する「学校支援活動」などを行い、学校と地域が連携を図ることで子どもたちの豊かな人間性を育み、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていきます。
◆会津図書館による学校支援	生涯学習総合センター	小中学校の教育環境の整備に向け、学校教育課と連携し、学校図書館の訪問支援や、「学校支援図書セット」等の貸出を継続して実施します。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(2) 保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校間の連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を確保するために、教育・保育施設から小学校への適切な情報の引継ぎ等を行います。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・保幼小連携事業	こども保育課／学校教育課	就学前施設から小学校へのスムーズな情報提供体制の確立や、「小1 プロブレム※」解消へ向けて、教育・保育施設同士及び教育・保育施設と小学校との連携促進に取り組みます。

◇基本施策3 子どもの安全の確保

(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもが犯罪や事故に巻き込まれることがないよう、関係機関と連携し地域全体で防犯体制の強化を図ることが求められます。

青少年問題協議会による関係団体との連携強化、少年センター補導員による街頭補導活動、声かけ事案発生時の関係機関におけるメール配信による情報発信や「ひなんのくるま」ステッカーを貼った公用車等による巡回などにより、犯罪被害の防止に努めます。

また、SNSなど情報通信手段を用いた犯罪の被害から子どもを守るため、家庭、学校及び地域と連携した取組を進めます。

◇少年センター事業

区分	単位	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
街頭補導活動等の実施回数（延べ）	回	352	309	345	312
総補導員数	人	1,856	1,660	1,762	1,609

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・青少年問題協議会	教育総務課あいづっこ育成推進室	青少年の健全育成などに関する総合的施策の適切な実施を期するため、関係団体及び行政機関等による審議・情報交換を行うことにより、相互の連携を密にしていきます。
・少年センター事業	教育総務課あいづっこ育成推進室	少年センター補導員による街頭補導活動等を実施します。平成30年度の延べ活動補導員数は1,609人であり、愛のひと声による指導を行っています。公用車による郊外巡回「あいづっこ青色パトロール」の実施体制強化など、街頭補導活動の充実を図ります。

◆児童生徒安全対策事業	学校教育課	児童に防犯用ホイッスルを支給し、事故や不審者への対策を行うとともに、児童生徒の安全確保のため、緊急事態発生時における連絡体制の整備を図ります。 加えて、関係団体と連携し公用車等に「ひなんのくるま」等のステッカーを貼り、不審者への注意喚起と、地域の児童等の安全確保を図るなど、本事業に対する児童自身の理解が深まるよう周知を図ります。
◆暴力追放事業	危機管理課	市内小・中学校において、児童及び生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による不当な被害を受けないようにするための教育を行うよう各学校に依頼します。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るために、地域や関係機関と連携しながら、交通安全運動や交通安全施設の整備が求められることから、通学路における交通安全指導や交通安全教室における指導など、子どもの交通安全の確保に努めます。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・交通教育専門員事業	危機管理課	児童生徒の交通安全を確保するため、通学路において交通安全指導を行います。また、教育・保育施設等において講師として交通安全教育を推進します。 自転車の交通ルール違反や運転マナーの悪さが目立つことから、自転車運転時のヘルメット着用など交通安全の普及に努めます。
・学校安全ボランティア活動支援事業	学校教育課	子どもの通学の安全確保のために協力している、地域の学校安全ボランティアに対して、活動のための消耗品等の支援を行います。
◆通学路安全推進事業	学校教育課	通学路の安全を確保するため、「会津若松市通学路交通安全プログラム」に基づき、合同点検を実施するなど、関係機関が連携して通学路の安全確保に努めます。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

◇基本施策4 子どもの悩みに対応する相談支援体制の充実

(1) 子どもの悩みに対する相談の充実

子どもが抱える問題・課題は社会環境に左右されることも多く、多様化、深刻化している状況がうかがえます。このような問題を早期に発見し、適切に対応するためには、子どもや保護者一人ひとりに応じた、きめ細かな対応が求められます。

いじめや不登校などの問題への対応、未然防止に向けて、スクールカウンセラー※や心の教室相談員※の配置に加え、スクールソーシャルワーカー※を派遣するとともに、適応指導教室※の開催日数を増やすなど、子どもや保護者に対する相談支援体制の充実に努めます。

また、支援団体と連携し、悩みを相談できる場を提供します。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・スクールカウンセラー等活用事業	学校教育課	いじめや不登校など児童生徒の問題行動に適切に対応できるようするために、専門的な知識や経験を有する「スクールカウンセラー」を学校に配置し、生徒指導上の問題解決を図ります。
・適応指導・教育相談事業	学校教育課	不登校、いじめ、非行等の問題を解決するために、学校配置のスクールカウンセラー等と連携しながら、適応指導教室や家庭訪問等を通して、相談事業及び不登校児童生徒の学校復帰を図ります。 加えて、スクールソーシャルワーカー※を配置し、児童生徒のおかれた様々な環境(家庭・学校・地域等)に働きかけるとともに、関係機関等とのネットワークを活用する等、体制の充実を図ります。

◇基本施策5 次代の親の育成

(1) 幼児と触れ合う機会の提供

少子化や核家族化などにより、親子のふれあう機会が少ないまま親となる人が増えていると考えられます。赤ちゃんとのふれあいや、子育て体験などにより、命の尊さや子育てを楽しいと思う気持ちを高めていくことは大切な取組であると考えます。

市内外の中学校や高校、会津大学短期大学部などからの依頼等を通して、乳幼児とのふれあいの中で命の大切さ等を感じることができる取組を行っていきます。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・乳幼児とふれあう機会の提供	こども保育課	市内外の中学校や高校、会津大学短期大学部などからの職場体験・インターンシップの依頼を受け、乳幼児とのふれあいの中で命の大切さ等を体感できるよう配慮した取組を行います。 また、子育て中の親との交流を行い、自分の成長した過程を振り返り、生命の尊さについて考えることができるよう取り組みます。

(2) 思春期における健康教育の推進

思春期の子どもたちは、自分の心身の成長に伴う悩みや不安に加え、SNSなど情報通信手段の発達など社会環境の変化も大きく、心身の不安定や生活習慣の乱れも見受けられます。

各小中学校で全体計画・年間計画に基づく性教育の実施や、中学校における薬物乱用防止教育の実施などにより、健康教育を推進します。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・性教育の充実	学校教育課	小中学校において、性教育に関する全体計画・年間計画を作成し、これに基づき9年間を通して、関係教科、道徳、特別活動等において性教育を実施します。
・薬物乱用防止教育の充実	学校教育課	発達段階に応じた薬物乱用防止教育を実施します。特に、中学校においては、外部講師等を活用した年1回以上の薬物乱用防止教室を実施します。

【基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち】

◇基本施策1 妊産婦・子どもの健康づくりの推進

(1) 妊産婦の健康づくりの推進

核家族化の進行によって、妊娠・出産の不安や悩みの相談相手（両親等）が身近にいなかつたり、産後の子育てを母親一人が負うことで負担に感じることが、従来より増していると考えられます。

妊産婦が安心して子どもを産み、育てるために、的確な情報を提供し、相談できる体制を整えることが望れます。

本市では、これまで「母子健康手帳」の交付や、医療機関等との連携により、早期から支援の必要な妊産婦を把握し、「訪問指導」等に取り組んできました。また、平成29年度からは、出産後の母子の身体面・精神面の負担軽減を図る「産後ケア事業」への取組を開始し、平成30年度には「子育て世代包括支援センター」を設置してきました。今後も引き続き、対面による実情把握に努めるとともに、「子育て世代包括支援センター」を中心に情報の一元化を図り、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援に取り組んでいきます。

◇安心・安全な妊娠、出産への支援

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
母子健康手帳の交付（妊娠届出数）	件	933	931	834	813
母子健康手帳交付時の保健指導数	件	865	858	773	756
支援が必要な妊産婦数（延べ）	人	38	83	84	336
妊産婦訪問件数（延べ）	件	905	935	968	1,049
産後ケア	日帰り	件	—	—	19
	宿泊	件（延べ日数）	—	—	17(62)
					16(50)

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
◆産後ケア事業	健康増進課	心身ともに不安定になりやすい出産後の一定の期間、家族などの協力が得られにくい産後の母子に対し、病院・診療所・助産所等において、助産師等による心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子どもを生み育てることができる支援体制を確保します。
◆子育て世代包括支援センター事業	健康増進課	健康増進課・こども家庭課・こども保育課の3課で、妊娠・出産・子育ての相談窓口として「子育て世代包括支援センター」を設置し、安心して子どもを産み・育てられるよう、妊娠初期から子育て期間を通じ、心配なことや悩みなどをお伺いし、必要な情報提供やサポートを行うとともに、医療機関や子育て支援機関などと連携をし、切れ目のない支援を行います。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・安心・安全な妊娠、出産への支援	健康増進課	母子健康手帳の交付を行うとともに、妊婦自身が妊娠中の健康管理ができ、安心・安全に出産が迎えられるよう情報提供を行います。また、医療機関等との連携を図りながら、訪問指導等による支援を行います。

(2) 妊婦、乳幼児健康診査の充実

母子ともに健康で妊娠・出産ができるよう、引き続き、妊産婦健康診査の助成や、乳幼児健診査を実施し、内容の充実に取り組みます。平成29年度からは「新生児聴覚検査」の公費負担も開始しています。

さらに、母子健康手帳に記載されている乳幼児健康診査や予防接種の情報を電子データとして活用し、スマートフォンアプリ等で表示・閲覧する「母子健康情報サービス」により、主に妊娠から乳幼児期に必要な健康情報や支援情報を一元的に提供することで、より利便性の高い子育て支援サービスの充実を図ります。

◇乳幼児健康診査事業

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
4か月児健康診査受診率	%	97.9	97.9	98.4	98.2
1歳6か月児健康診査受診率	%	97.5	96.0	97.3	96.6
3歳6か月児健康診査受診率	%	94.5	94.0	96.7	94.5
先天性股関節脱臼等検診受診率	%	97.8	93.3	92.2	92.4
9～10か月児健康診査受診率	%	92.0	94.1	94.2	92.2
新生児聴覚検査受診率	%	—	—	97.0	97.7

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・妊産婦健康診査助成	健康増進課	妊婦が安心して出産できるよう、妊婦健診15回、産後1か月健診1回の公費負担（助成）を行い、妊娠中の健康管理や経済的負担軽減を図ります。また、平成30年度より「エジンバラ産後うつ病質問票」を産後1か月健康診査に追加し、医療機関との連携を図りながら、支援を行います。
・乳幼児健康診査事業	健康増進課	定期的な健康診査により乳幼児の障がいや疾病を早期に発見し、適切な療育や治療につなげるとともに、保護者自身が子どもの成長発達を理解し、基本的な生活習慣を確立できるよう支援します。また、保護者の育児の悩みや不安が軽減できるよう支援を行います。
◆新生児聴覚検査	健康増進課	新生児聴覚検査を実施し、先天性聴覚障害を早期に発見し、できる限り早い段階で適切な療育等が受けられるよう支援します。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(3) 子どもの健康づくりの推進

「離乳食教室」や「健診事後相談（わんぱく相談）」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「5歳児発達相談事業」などにより、保護者に対して子どもの成長や発達に応じた関わり方、子育てに関する情報の提供や相談などを行い、保護者の育児不安の軽減や養育上の問題の改善を図るとともに、乳幼児の健やかな発育発達を支援します。

乳児家庭全戸訪問事業の実施率は高い値で推移しています。その中で、支援が必要と判断される家庭は、年々増加する傾向があり、関係機関との連携を強化し、支援を行っていきます。

◇乳幼児健康相談・教室

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
離乳食教室参加率	%	64.2	70.4	68.9	72.7
乳児家庭全戸訪問実施率	%	93.0	94.8	95.0	94.8
健診事後相談者数（わんぱく相談）延べ	人	144	166	151	179
5歳児発達相談質問票回収率	%	—	—	—	73.2

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・乳幼児健康相談・教室	健康増進課	乳幼児の健康相談や教室を実施し、乳幼児の健康に関する適切な情報の提供及び相談等を行い、保護者の育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児が基本的な生活習慣を身につけ、健康なからだをつくることができるよう支援を行います。
◆子育て世代包括支援センター事業（再掲）	健康増進課	健康増進課・こども家庭課・こども保育課の3課で、妊娠・出産・子育ての相談窓口として「子育て世代包括支援センター」を設置し、安心して子どもを産み・育てられるよう、妊娠初期から子育て期間を通じ、心配なことや悩みなどをお伺いし、必要な情報提供やサポートを行うとともに、医療機関や子育て支援機関などと連携をし、切れ目のない支援を行います。
・乳児家庭全戸訪問事業	健康増進課	生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、保護者の不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、養育環境の把握等を行い適切なサービスが受けられるよう支援を行います。 地域の中で孤立するリスクが高い家庭が増加傾向にあり、市と地域子育て支援センターとの連携強化を図り、支援します。
◆5歳児発達相談事業	健康増進課	5歳児（年中児）の保護者に対して、発達に関する質問票を送付し、その回答をもとに、保健師の助言や発達相談会の勧奨、保育所等関係機関の連携など、就学前に適切な支援を行います。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(4) 救急医療体制の充実

子どもたちがいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、会津若松医師会などと連携し、「夜間急病センター」や「休日当番医」体制を確保し、メール配信サービス等により情報の提供に努めます。

◇救急医療体制（小児）

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
夜間急病センター受診者数	人	3,882	3,885	3,515	3,087
休日当番医受診者数	人	8,022	7,483	7,204	7,196

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・救急医療体制（小児）	健康増進課	夜間急病センターは、年中無休で19時から23時まで小児を診察できる医師を配置し、内科・小児科系の診療を行っています。 日曜・祝日の昼間は、3科（内科系、外科系、歯科）の休日当番医制により診療体制を確保します。5月の連休やインフルエンザ流行時期などの特定期間は小児科による診療も行います。 市政だよりやメール配信サービス等で情報を提供しています。

(5) 食育の推進

「食」は生涯を通じた健康づくりの基礎となるものであり、特に乳幼児期から望ましい食習慣を身につけることは重要であり、楽しく、正しく取り組んでいくことが望まれます。

各教育・保育施設や学校においては、毎年「食育計画」を策定し、これに基づき食育への取組を実施します。さらに、会津若松市食生活改善推進員を養成・育成し、会津若松市食育ネットワークとの協働により幅広く食育を推進していきます。

◇食育のさらなる推進

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
食生活改善推進員による「母子の健康・貧血予防」に関する活動	回	73	76	69	77
	人	1,574	1,260	1,507	926
乳幼児健康診査等での栄養指導 (母子手帳交付時を除く)	件	2,628	3,371	3,184	3,549

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・各年齢に応じた食育の推進	こども保育課／学校教育課	食で育む「こころ」と「からだ」の元気なあいづっ子を目指して、各年齢に応じた食育の取組を推進します。また、子どもが通う教育・保育施設等や各学校における食育の取組も推進します。
・食育のさらなる推進	健康増進課	食育に関する関連機関とのネットワーク化をさらに進め、相互に連携を図りながら「市食育推進計画」に基づき、食育を推進します。

◇基本施策2 子育て家庭への各種サービスの充実

(1) 子育て家庭へのわかりやすい情報の提供

子育て支援等の情報を子育て家庭に伝えるため、子育て支援チラシを作成し、担当窓口にて配布を行っています。また、現在子育て中の保護者は、インターネット等を利活用する方が多いことからホームページにも掲載しています。

今後も、幅広い子育て関連情報を、より的確に情報発信できるよう努めていきます。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
◆子育て支援等の情報提供	こども保育課	子育てに関するさまざまな情報を集約し、ホームページ等を活用しながら、幅広い子育てに関する情報を発信します。 また、市内各子育て支援センターの担当者向け研修等を実施し、サービスの充実に取り組みます。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(2) 子育て家庭への相談の充実・家庭の教育力の向上

子育て家庭の悩みや相談に対応するため、家庭児童相談室に家庭相談員2名を配置し、児童虐待を含む相談・指導に応じており、引き続き、関係機関との連携を図りながら早期発見・支援に努めます。

また、子育て家庭の教育力向上を目指して、「出前講座」や「子育て講演会」の実施に取り組みます。

◇家庭児童相談室運営事業

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
相談件数	件	219	628	912	1,084

◇子育て中の親を育成する講演会の開催

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
「子育て講演会」参加者	人	122	122	69	73

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・家庭児童相談室運営事業	こども家庭課	家庭や保育施設、学校等から、家庭や児童の養育、児童虐待等の問題について相談を受けるため、家庭児童相談室を設置しており、家庭相談員2名を配置し、相談・助言・指導を行います。
・生涯学習出前講座の充実	生涯学習総合センター	市民の団体等が主催する学習会等に、市職員等が講師となるなど、子育て家庭の教育力の向上を図ります。 ホームページや広報紙での周知や窓口での資料配布、センターの利用団体や来館者へのPRなど、出前講座制度の周知に努めます。

事業名	担当課	事業概要
・子育て中の親を育成する講演会の開催	こども家庭課	子育て家庭を対象に、各専門家や子育て経験者による「子育て講演会」等を定期的に開催します。講演会を通して子育て家庭の育児不安を和らげ児童虐待の未然防止等を図ります。

(3) 子育てをする親への支援

子育てに不安や負担を感じる保護者の割合は、ニーズ調査では50%を超えており、子育てをする保護者の不安を軽減し、子育ての基本を学びながら、ゆとりを持って子育てを楽しむ環境づくりが望まれます。

本市では、これまで地域子育て支援センターや児童館で実施する幼児クラブ等において、育児相談や保護者同士の交流の場を提供しています。また、乳幼児健診での読み聞かせや、図書館での赤ちゃんおはなし会などを通じて子育ての楽しさなどを伝えており、このような取組を継続して実施します。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・地域子育て支援センターの充実	こども保育課	子育てについて、地域が一体となって支援する体制を整備するため、豊富なノウハウを蓄積する保育所、認定こども園などで、地域の中の拠点として子育て支援を行います。 特に地域子育て支援センターにおいては、地域の子育て家庭の支援を推進するため、保育士等による育児・健康相談や各種講座等を実施し、育児に関する不安や悩みの解消を図るとともに、保護者同士の交流を図ります。
◆子ども読書活動推進事業	生涯学習総合センター	乳幼児健診時のブックリスト配布や、会津図書館での「おはなし会」などを通じて、絵本を介した親子のふれあいや子育ての楽しさを知る取組を継続して実施します。
◆家庭教育講座	生涯学習総合センター	就学時健康診断の保護者の待機時間を活用し、子どものしつけ等に関する講座を実施し、家庭教育の充実を図ります。
◆子育て応援講座(PTA研修会)	生涯学習総合センター	生涯学習の視点に立ち、地域の教育力を高めるためのPTA活動や子どもたちの健全な成長について学習するとともに、研修をとおして各PTA間の交流を図り、新しいネットワーク作りを進めます。
◆ブックスタート事業	こども家庭課/健康増進課/会津図書館	4か月児健康診査において、乳児及びその保護者に対し、絵本の読み聞かせを行い、絵本を手渡し、子育てにおける子どもと保護者のふれあいの機会を創出し、潜在的な虐待リスクの軽減に寄与します。また、子どもの心と言葉の発達及びコミュニケーション能力の育成を支援するとともに安心して子育てができる環境づくりに寄与します。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(4) 多様な教育・保育ニーズへの対応と充実

共働き世帯の増加などを背景に、教育・保育施設の利用意向が高まっています。この多様な教育・保育ニーズを踏まえ、すべての子ども・子育て家庭に、より質の高い教育・保育の提供を図ります。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供	こども保育課	子どもとその保護者が希望する教育・保育が受けられるよう、提供体制の確保・充実に取り組みます。 さらに、保育士等の研修制度の充実により、教育・保育の質の向上に努めます。
・延長保育	こども保育課	保育所や認定こども園などで、就労形態の多様化や通勤時間など、保護者の就労形態に応じた保育時間の延長の需要に対応するため、通常の保育時間を延長し、保育を行います。
・一時預かり事業	こども保育課	教育・保育施設などで、冠婚葬祭、保護者の傷病、入院などにより、緊急・一時的に保育を必要とする児童の保育を行います。 また、現在、幼稚園等で教育時間終了後に実施している預かり保育も、子育て家庭への支援の一助となっていることから、継続して取り組みます。
・休日保育	こども保育課	日曜日・休日の保護者の勤務などによる保育ニーズへの対応を図るため、日曜・休日において保育を行います。
・子育て短期支援事業	こども家庭課	保護者が入院や冠婚葬祭などで一時的に児童の養育ができない場合等に、母子生活支援施設で一定期間、養育・保護を行います。
◆へき地保育所運営事業	こども保育課	へき地の保育を必要とする児童を集団保育することにより、児童の社会性を育むとともに児童福祉の増進を図ります。

◆ : 第1期計画には記載がなかった事業

(5) 放課後児童健全育成事業の充実

放課後や長期の休みに、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童に遊びや生活の場を提供する放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）は、平成27年度から小学6年生まで対象を拡大し、また、利用時間も19時まで延長しました。これらの環境整備を行った結果、登録児童数は増加傾向にあり、引き続き児童の健全な育成と保護者の就労支援に取り組みます。

◇放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
クラス数（年度末）	クラス	45	45	47	49
登録児童数（5月1日）	人	1,335	1,472	1,593	1,757

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）	こども保育課	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や長期の休みに学校施設や児童館などをを利用して、放課後児童支援員等を配置し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 また、研修会を実施し、育成支援の質の向上に努めるとともに、放課後子ども教室との連携等により、事業の充実を図ります。
・こどもクラブ関係機関の連携	こども保育課	個々に応じた適正かつ健全な育成を図るため、こどもクラブの運営者や学校を始めとした関係者間の連携を強化します。

◇基本施策3 子育てしやすい生活環境などの整備

(1) 安心して外出できる環境の整備

安心して子育てを行うためには、子育て世帯や子どもが安心して外出できる環境の整備も大切です。

バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備（トイレ、駐車場、段差解消など）や道路の整備・点検等（歩道の整備・拡幅化など）を行います。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・利用しやすい公共施設の整備	総務課	ユニバーサルデザインの視点で子育て家庭等が安心して利用できる施設や設備、案内板等の整備に取り組みます。
・安全な交通環境の整備	道路建設課	すべての人が安心して外出できるよう、歩道の拡幅、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。 また、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路の移動等円滑化を推進します。さらに、事故が多発しているエリアについては、歩道整備等を行うことによって歩行者および自転車の安全を確保し、交通事故の削減を目指します。

(2) 子育てしやすい居住環境の整備

安心して子育てできる住まいの一つとして、市営住宅においては日常の維持管理に努めるとともに、トイレ等設備の改修など良好な居住環境の確保に向けた整備に努めます。

また、ファミリー世帯向け特定優良賃貸住宅の供給に努めます。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・公営住宅の維持管理	建築住宅課	公営住宅の維持管理を適切に行い、良好な居住環境の確保を図ります。
・特定優良賃貸住宅供給促進事業	建築住宅課	中堅所得者等の居住の用に供する優良な公的賃貸住宅の供給の促進と、募集案内の周知に努め、ファミリー借家世帯等の居住水準の向上を図ります。

(3) 子どもの遊び場の整備

ニーズ調査では、公園や冬期間・雨天時の屋内遊び場について、多くの意見・要望が寄せられたところであり、遊び場の整備は子育て環境の充実を図る上で効果的です。

公園については、子どもたちが安心して安全に遊べる場所として、日常点検による維持管理と必要に応じた整備を行います。

屋内遊び場については、ホームページ等により地域子育て支援センターや屋内で遊べる民間施設等の情報を発信するとともに、子どもと子育て世代のための施設の整備を図る中で検討していきます。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・公園の維持・管理	花と緑の課	子どもが安心して遊べる公園・緑地の整備を進めるとともに、既存の公園・緑地についても、バリアフリー化、遊具等の適切な補修や更新により、安全、安心な公園施設の維持に努めます。
・屋内遊び場	こども保育課	ホームページ等を活用しながら、屋内で遊べる地域子育て支援センターや民間が運営する屋内遊び場について、情報発信を行います。また、児童館機能や中高生の居場所等、施設のあり方について、検討していきます。

◇基本施策4 仕事と生活の両立の支援

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し

男性も女性も仕事と子育ての両立ができるよう、保育サービスの充実を図るとともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方を一層浸透していくことが大切です。

本市においては「次世代育成支援企業認証」や「男女共同参画推進事業者表彰」が増加しており、少しずつ浸透している様子が窺えます。しかし、ニーズ調査における育児休業制度の取得状況は、特に父親では2.7%となっているなど、さらなる取組の充実を図ります。

◇次世代育成支援企業認証（県）

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
次世代育成支援企業認証 (市内企業)	社	23	23	25	30

◇男女共同参画推進事業者表彰（市）

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
男女共同参画推進 事業者表彰受賞者	社	27	28	33	36

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・公共職業安定所との連携による就業支援の実施	商工課	会津若松公共職業安定所内のマザーズコーナーとの連携により、女性の就業に対して、一層きめ細かな支援に努めます。
・仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	商工課	国や県、企業などの関係機関と連携し、国の助成制度の周知を図りながら、育児休業制度、再就職の支援・再雇用及び労働時間短縮の促進の啓発に努めます。
・支援対策に取り組む企業や民間団体の事例情報の収集、提供等	商工課	各種の推進企業認証制度や表彰制度を設けている国や県との連携を図ることで、制度の周知や認証企業・表彰企業の情報を提供するなど、取組企業の周知を図るとともに、未実施の企業に対する取組への啓発に努めます。
・男女共同参画推進事業者表彰の実施	企画調整課協働・男女参画室／商工課	男女がともに働きやすい職場環境づくりを行っている事業者を表彰しています。さらに、それらの取組を男女共同参画情報紙等により広く周知し、他事業者への普及を図ります。
◆男女共同参画コーナーの整備	生涯学習総合センター／企画調整課協働・男女参画室	会津図書館内に「男女共同参画コーナー」を設置し、関連図書を整備することで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や男女共同参画への理解促進を図ります。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育ての両立を図るための基盤整備として、乳幼児健康支援一時預かり事業（病児保育）や子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供等に取り組みます。

乳幼児健康支援一時預かり事業（病児保育）は、民間機関の協力を得て、平成30年度は延べ282人の利用となっています。

◇乳幼児健康支援一時預かり事業（病児保育）

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用者（延べ）	人	263	203	256	282

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・乳幼児健康支援一時預かり事業（病児保育）	こども保育課	病気が回復期に至らない・症状の急変が認められない児童で、日中保護者が家庭で保育をすることができない児童を、病院に付設された専用のスペースにおいて一時的に預かり、保育を行います。 なお、利用にあたっては、子どもが病気などの時に親が仕事を休めるような企業における意識の醸成を図りながら、適切な提供体制の確保に努めます。
・子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供（再掲）	こども保育課	子どもとその保護者が希望する教育・保育が受けられるよう、提供体制の確保・充実に取り組みます。 さらに、保育士等の研修制度の充実により、教育・保育の質の向上に努めます。
・放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）（再掲）	こども保育課	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や長期の休みに学校施設や児童館などをを利用して、放課後児童支援員等を配置し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 また、研修会を実施し、育成支援の質の向上に努めるとともに、放課後子ども教室との連携等により、事業の充実を図ります。
・ファミリー・サポート・センタ一事業	こども家庭課	子育ての支援を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人の連絡や調整等を行う民間の子育て相互援助活動に対し、サポート会員の拡大や多様なニーズに対応した活動を行うことができるよう支援の充実を図ります。

◇基本施策5 子育て家庭への経済的支援

(1) 教育費や養育費などにかかる支援の充実

ニーズ調査において、子育てに関して不安や負担を感じる理由では「子育てで出費がかさむ」が最も高い比率となっています。

保護者の経済的な負担の軽減を図るため、「児童手当」や「子ども医療費助成事業」、「保育料等の減免」などを行っています。

◇児童手当

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
受給者数	件	8,604	8,722	8,541	8,318

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・児童手当	こども家庭課	子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会をつくるため、児童手当を支給します。
・子ども医療費助成事業	こども家庭課	子どもの健康の保持・増進を図るため、医療費の助成を、今後も継続して行います。
・保育料等の減免	こども保育課	保育所、幼稚園、認定こども園等の保育料については、幼児教育・保育の無償化による対応にあわせ、多子軽減措置により減免します。さらに、こどもクラブの利用料については、ひとり親家庭や非課税世帯を対象に減免します。
◆児童扶養手当	こども家庭課	離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母または父、もしくはこれらの父または母に代わって養育している人に対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ります。
◆ひとり親家庭医療費助成事業	こども家庭課	ひとり親家庭及び父母のいない児童の健康と福祉の増進を図るために、受益者負担を廃止し、窓口無料化を図り、医療費を助成します。
◆就学援助制度	学校教育課	子どもたちが滞りなく義務教育を受けられるよう、経済的理由でお困りの保護者の方に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

◇基本施策6 援助を必要とする子どもや家庭への支援

(1) 子どもの虐待防止の強化

子どもの虐待を防止するためには、福祉や教育、保健、医療、児童相談所や警察等の関係機関の連携を深め、情報を共有し、訪問や指導・助言、援助等の支援を行うことが求められます。

本市では、平成28年度より要保護児童対策地域協議会専門員を配置し「要保護児童対策地域協議会」において対象世帯を把握し、個別ケース検討会による検討を経て支援を行っています。また、養育支援員を5名配置し、養育支援が必要な家庭を訪問し指導や助言等を行っています。

引き続き、関係機関との連携を密にし、要保護児童等の早期発見・早期対応と、児童虐待の未然防止に取り組みます。

◇要保護児童対策地域協議会

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
進行管理対象世帯	世帯	41	40	48	46
	人	68	65	104	102
個別ケース検討会	回	71	69	82	102
	世帯	40	38	33	46

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・要保護児童対策地域協議会	こども家庭課	児童虐待から子どもを守るため、各関係機関の連携を強化し、相互に情報を共有し、児童虐待に対して実効性のある対応をします。さらに、市民や施設等へ周知を図りながら、関係機関・団体の連携・協力と事務局機能の強化に努めるとともに、未然防止のための啓発活動や要保護児童対策地域協議会の研修会なども開催します。
・養育支援訪問事業	こども家庭課	児童虐待の未然防止のため、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭では、仕事と子育ての両立は必要不可欠であり、情報提供や相談、経済的支援などを行うことが求められます。

ひとり親家庭等に対しては、「女性福祉相談」での助言や情報提供、「児童扶養手当」、「ひとり親家庭医療費助成事業」、「母子家庭等自立支援給付金」、「就学遺児激励金」等の支給、助成を行っています。また、母子生活支援施設においては、緊急性が高く支援が必要な母子を入所させ、養育等に関する支援を行います。

◇女性福祉相談

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
相談件数	件	341	350	393	427

◇児童扶養手当

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
受給資格者（8月1日）	人	1,615	1,588	1,586	1,520

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・女性福祉相談	こども家庭課	母子家庭等からの様々な相談に対し、女性相談員が助言・指導・情報提供を行います。
◆児童扶養手当 (再掲)	こども家庭課	離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母または父、もしくはこれらの父または母に代わって養育している人に対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ります。
◆ひとり親家庭医療費助成事業(再掲)	こども家庭課	ひとり親家庭及び父母のいない児童の健康と福祉の増進を図るために、受益者負担を廃止し、窓口無料化を図り、医療費を助成します。
・母子家庭等自立支援給付	こども家庭課	母子家庭等の生活の安定を図るため、就職に必要な資格取得や技能習得のための修学や講座の受講をするひとり親家庭の父または母に対して、費用の助成を行います。
・就学遺児激励金	こども家庭課	小中学校に在籍する就学遺児が、健やかに成長し、勉学の励みとなるよう、その児童を扶養している者に対し、就学遺児激励金を支給します。
・母子生活支援	こども家庭課	生活自立を要する母子世帯が施設に入所し、相談・援助を進めながら、心身と生活の安定を図りながら、母子の自立に向けた支援を行います。
◆就学援助制度 (再掲)	学校教育課	子どもたちが滞りなく義務教育を受けられるよう、経済的理由でお困りの保護者の方に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(3) 子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、国の取組として重視する姿勢が示され、一定の成果をみたものの、なお支援を必要とする子どもやその家族が多く存在することや地域間での取組の格差が生じてきているなどのことから、令和元年に同法の一部が改正され、地方公共団体においても貧困対策計画の策定に努めるよう位置づけられました。

また、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援が包括的かつ早期に講じられていくことが必要とされています。

本市では、これまで、生活困窮者支援策、子育て環境の整備及び利用者負担軽減等の各施策において貧困の世代間連鎖の防止に取り組み、子どもの育成環境や保育・教育条件のさらなる整備、改善を図ってきました。

引き続き、支援が必要な子どもやその家族が適切な支援を受けられるよう、経済的な状況以外にも、個々の家庭を取り巻く状況について把握し、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に規定する「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」及び「経済的支援」などに重点を置き、子どもの生育環境の改善や教育環境の整備・充実など、切れ目のない支援となるよう、各種子育て支援施策を推進します。

① 教育の支援

困難を抱える子ども一人ひとりに対するきめ細かな支援に努めるとともに、地域福祉等との多様な連携により地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりなど、総合的に対策を推進します。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
◆生活困窮者自立支援事業「子どもの学習・生活支援事業」	地域福祉課	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯（生活保護世帯含む）の子どもを対象とした学習支援を行うとともに、保護者に対しても進学や教育費にかかる情報提供、家庭環境改善に向けた働きかけを行います。
・スクールカウンセラー等活用事業（再掲）	学校教育課	いじめや不登校など児童生徒の問題行動に適切に対応できるようにするために、専門的な知識や経験を有する「スクールカウンセラー」を学校に配置し、生徒指導上の問題解決を図ります。

・適応指導・教育相談事業 (再掲)	学校教育課	不登校、いじめ、非行等の問題を解決するために、学校配置のスクールカウンセラーや心の教室相談員と連携しながら、適応指導教室や家庭訪問等を通して、相談事業及び不登校児童生徒の学校復帰を図ります。 加えて、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒のおかれた様々な環境(家庭・学校・地域等)に働きかけるとともに、関係機関等とのネットワークを活用する等、体制の充実を図ります。
◆地域学校協働本部事業 (再掲)	生涯学習総合センター	放課後の子どもたちの居場所づくりを行う「放課後子ども教室」や学校のニーズに応じて地域の方々が様々な学校活動を支援する「学校支援活動」などを行い、学校と地域が連携を図ることで子どもたちの豊かな人間性を育み、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えています。
◆家庭教育講座 (再掲)	生涯学習総合センター	就学時健康診断の保護者の待機時間を活用し、子どものしつけ等に関する講座を実施し、家庭教育の充実を図ります。
◆子育て応援講座 (PTA研修会) (再掲)	生涯学習総合センター	生涯学習の視点に立ち、地域の教育力を高めるためのPTA活動や子どもたちの健全な成長について学習するとともに、研修をとおして各PTA間の交流を図り、新しいネットワーク作りを進めます。

◆ : 第1期計画には記載がなかった事業

② 生活の安定に資するための支援

相談体制の充実を図り、困難を抱える子育て家庭への養育支援や生活支援を推進します。

また、社会的な孤立に陥りがちな困難を抱える子どもに対して、居場所の確保を推進します。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
◆生活困窮者自立支援事業「自立相談支援事業」	地域福祉課	専門の相談員を配置し、生活困窮者からの相談内容に応じて、自立に向けた支援計画（プラン）の作成や関係機関と連携しながら、就労支援をはじめとした自立に向けた支援を行います。
・子育て短期支援事業（再掲）	こども家庭課	保護者が入院や冠婚葬祭などで一時的に児童の養育ができない場合等に、母子生活支援施設で一定期間、養育・保護を行います。
・母子生活支援（再掲）	こども家庭課	生活自立を要する母子世帯が施設に入所し、相談・援助を進めながら、心身と生活の安定を図りながら、母子の自立に向けた支援を行います。
・児童手当（再掲）	こども家庭課	子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会をつくるため、児童手当を支給します。

第4章 各種子育て施策の展開

基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み・育てることができるまち／基本施策6 援助を必要とする子どもや家庭への支援

◆児童扶養手当 (再掲)	こども家庭課	離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母または父、もしくはこれらの父または母に代わって養育している人に対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ります。
・子ども医療費助成事業（再掲）	こども家庭課	子どもの健康の保持・増進を図るため、医療費の助成を、今後も継続して行います。
◆ひとり親家庭医療費助成事業（再掲）	こども家庭課	ひとり親家庭及び父母のいない児童の健康と福祉の増進を図るために、受益者負担を廃止し、窓口無料化を図り、医療費を助成します。
・就学遺児激励金（再掲）	こども家庭課	小中学校に在籍する就学遺児が、健やかに成長し、勉学の励みとなるよう、その児童を扶養している者に対し、就学遺児激励金を支給します。
・放課後児童健全育成事業（こどもクラブ） (再掲)	こども保育課	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後や長期の休みに学校施設や児童館などをを利用して、放課後児童支援員等を配置し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 また、研修会を実施し、育成支援の質の向上に努めるとともに、放課後子ども教室との連携等により、事業の充実を図ります。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

特に、ひとり親に対し、安定した就労機会を確保するための資格取得や高卒認定取得への支援、より安定した就労機会確保のため公的職業紹介事業者などの専門機関と連携します。

また、就労を希望する家庭が、安心して就労できるよう、保育施設やこどもクラブの受け入れ確保に努めます。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
◆ひとり親家庭自立支援事業	こども家庭課	就職に有利な資格取得を促すために訓練費や生活費の一部を助成し、ひとり親家庭の就労・経済的自立を支援します。
◆保育施設やこどもクラブの受け入れ確保	こども保育課	就労等により保育を必要とする子育て家庭のニーズに応えるため、保育施設やこどもクラブにおいて保育サービスを提供します。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

④ 経済的支援

困難を抱える子育て家庭に対し、各種支援施策を活用し、子育てに係る経済的負担の軽減支援を図ります。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
◆生活困窮者自立支援事業「住居確保給付金の支給」	地域福祉課	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失または喪失のおそれのある方で、就労に向けた所定の活動をすることなどの条件を満たす方に対し、一定期間、家賃相当分の住居確保給付金を支給します。
◆ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	こども家庭課	ファミリー・サポート・センター事業利用者のうち、次の要件のいずれかに該当する場合に、利用料の半額を助成します。 ・住民税非課税世帯　・生活保護世帯　・児童扶養手当受給世帯
・ホームスタート事業	こども家庭課	子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭を市民ボランティアが訪問し、悩みや相談に応じる傾聴と一緒に家事や育児などをする協働により、支援を行います。さらに、妊娠期から出産期、子育て期まで、切れ目のない支援を行います。
・保育料等の減免(再掲)	こども保育課	保育所、幼稚園、認定こども園等の保育料については、幼児教育・保育の無償化による対応にあわせ、多子軽減措置により減免します。さらに、こどもクラブの利用料については、ひとり親家庭や非課税世帯を対象に減免します。
◆会津若松市奨学金給与	教育総務課	能力があるにもかかわらず経済的理由により就学困難と認められる者（高等学校又は高等専門学校に在学している者）に対し、奨学資金を給与します。
◆板橋好雄奨学資金貸与	教育総務課	学業が優れているにもかかわらず経済的理由により修学困難と認められる者（大学に入学するもの又は在学している者）に対して奨学資金を貸与します。
◆就学援助制度(再掲)	学校教育課	子どもたちが滞りなく義務教育を受けられるよう、経済的理由でお困りの保護者の方に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。
◆被災児童生徒就学支援事業	学校教育課	東日本大震災により被災し、経済的理由によって就学困難な児童生徒等の保護者に対し、義務教育が円滑に行われることを目的として学用品費、給食費、医療費等を支給します。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

⑤ 切れ目のない支援及び地域との連携強化

子どもの貧困は、社会全体で取り組むべき課題であり、前向きに伸びようとする子どもたちを支援する環境を醸成するよう、関係機関や団体等と連携強化を図ります。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・民生児童委員協議会	地域福祉課	<p>児童の健全な育成を図るため、民生委員・児童委員や主任児童委員が橋渡しとなり、教育・保育施設及び学校と地域、保護者との連携を推進し、必要な情報収集・提供を行います。</p> <p>地域における身近な相談者としての認知度を高め、相談しやすい環境整備を図りながら支援を行います。</p> <p>また、各地域の民生委員・児童委員が、それぞれの持つ情報を交換し、活動の資質向上及び連携を強化するため、民生児童委員協議会理事会や地区定例会を開催し、情報の共有や連携のさらなる強化を図ります。</p>
◆子ども未来基金事業	こども家庭課	市民等からの寄附金を原資とした基金を活用し、地域の団体等による子どもの健やかな育ちと子育てを支える活動に対して助成を行います。
・ホームスタート事業 (再掲)	こども家庭課	子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭を市民ボランティアが訪問し、悩みや相談に応じる傾聴と一緒に家事や育児などをする協働により、支援を行います。さらに、妊娠期から出産期、子育て期まで、切れ目のない支援を行います。
◆ブックスタート事業 (再掲)	こども家庭課/健康増進課/会津図書館	4か月児健康診査において、乳児及びその保護者に対し、絵本の読み聞かせを行い、絵本を手渡し、子育てにおける子どもと保護者のふれあいの機会を創出し、潜在的な虐待リスクの軽減に寄与します。また、子どもの心と言葉の発達及びコミュニケーション能力の育成を支援するとともに安心して子育てができる環境づくりに寄与します。
◆妊娠・出産・子育てに関する相談	健康増進課	子育て世代包括支援センターを中心に、母子健康手帳の交付や乳児家庭全戸訪問等の各種事業を通じ、安心して子どもを産み・育てられるよう、妊娠初期から子育て時期にわたり、心配なことや悩みなどを伺い、必要な情報提供やサポートを行うとともに、医療機関や子育て支援機関などとの連携により、切れ目のない支援を行います。
・地域子育て支援センターの充実 (再掲)	こども保育課	<p>子育てについて、地域が一体となって支援する体制を整備するため、豊富なノウハウを蓄積する保育所、認定こども園などで、地域の中の拠点として子育て支援を行います。</p> <p>特に地域子育て支援センターにおいては、地域の子育て家庭の支援を推進するため、保育士等による育児・健康相談や各種講座等を実施し、育児に関する不安や悩みの解消を図るとともに、保護者同士の交流を図ります。</p>

・保幼小連携事業 (再掲)	こども保育課／学校教育課	就学前施設から小学校へのスムーズな情報提供体制の確立や、「小1プロブレム※」解消へ向けて、教育・保育施設同士及び教育・保育施設と小学校との連携促進に取り組みます。
◆青少年問題協議会(再掲)・青少年健全育成事業	教育総務課あいづっこ育成推進室	青少年問題協議会や青少年育成市民会議の活動を通じた、家庭、学校、地域社会、関係機関の相互連携の強化による青少年の健全育成を推進します。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(4) 障がいのある子どもや家庭への支援

障がいの「ある」「なし」にかかわらず、すべての子どもが等しく、明るく、安心して生活できるよう、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援が必要です。

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもに対し、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」及び「障がい児相談支援」等の障がい福祉サービスによる支援を行います。

また、「地域自立支援協議会」による「障がい児福祉計画」等の進行管理、「障がい者総合相談窓口」及び「地域相談窓口」等による障がいに関する相談や情報発信等を行います。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・障がい児に対する支援	こども家庭課	乳幼児健康診査事業などの活用により、障がいのある子どもとその家庭に対する相談体制を整えながら「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」及び「障がい児相談支援」等の障がい福祉サービスによる支援を行います。
・地域自立支援協議会	障がい者支援課／こども家庭課	各関係機関の連携を強化し、障がいのある人もない人もともに暮らせる共生社会の実現のための仕組みづくりや「会津若松市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の進行管理を行います。
・障がい者総合相談窓口	障がい者支援課	障がいのある子どもや障がいのある人、またその家族等の地域生活に関する様々な相談に応じて、情報の提供や相談・助言等の支援を行い、その人が地域で自分らしく、自立した生活を送ることができるよう援助します。相談を受けた場合は必要に応じて医療・保健・福祉・教育・就労等の各機関と連携し、ライフステージに応じた適切な支援が行えるよう関係機関との調整を図ります。
・教育支援委員会	学校教育課	早期からの教育相談や、その後の一貫した支援についても助言を行う相談機能の充実を図ります。 さらには、福祉機関等との連携を図りながら特別な支援を要する子どもたちの支援を行っていきます。
◆支援学校等への移動図書館の運行	生涯学習総合センター	県立会津支援学校や県立聴覚支援学校会津校へ月1回移動図書館を運行し、児童生徒に対し読書の機会を提供します。

【基本目標Ⅲ 子育てをみんなで支えるまち】

◇基本施策1 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進

(1) 子育て意識の醸成

核家族化が進行し、地域における近隣関係が希薄化している現在の社会において、子育て家庭は孤立感や、子育てに関して不安や負担を感じるケースが少なくありません。子どもは親だけでなく、地域社会にとっても明るい希望となる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを、地域社会全体で支えていくことが求められます。

男女共同参画事業の推進や子どもの権利を尊重する意識づくりなど、子育てを地域で支える意識づくりの取組を推進します。

◇男女共同参画推進事業

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
「男女平等に関する作文コンクール」応募件数	件	252	243	267	353

◇子どもの権利を尊重する意識づくり

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
「子どもへの暴力防止プログラムワークショップ」実施実績	・小学校	4校	3校	3校	3校
	・中学校	2校	3校	4校	5校
	・保育園等	2園	7園	4園	3園
	回数（回）	29	48	45	43
	人数（人）	575	941	760	727

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・男女共同参画推進事業	企画調整課協働・男女参画室	「男は仕事、女は家事・育児」という性別による固定的な意識を解消し、家族を構成する男女が相互に協力し、子育てをする意識の啓発を図ります。 中でも次代を担う子どもたちを核とする取組に重点を置くことで、保護者などへの意識の広がりを図ります。
・子どもの権利を尊重する意識づくり	こども家庭課	チラシの作成・配布や市政だよりへの掲載、講演会等の開催により「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）※」の普及・啓発をはじめ、子どもの権利を尊重する意識の啓発を図るとともに、子どもへの暴力防止のためのプログラムワークショップを実施し、地域における児童虐待の未然防止に向け取り組みます。

(2) 市民参加の子育て支援

「ファミリー・サポート・センター事業」や「ホームスタート事業」では、会員数や訪問回数が増加するなど、市民の協力により活動が強化している状況がうかがえます。また、平成29年度から子どもに対する活動を行う団体の取組に対し、助成を行っています（「子ども未来基金事業」）。

近隣関係が希薄化する中であっても、地域で子育てを支える取組を推進するとともに、民生児童委員の協力を得ながら、妊産婦に対する支援や児童問題に対する相談・支援活動等の取組の充実に努めています。

◇ファミリー・サポート・センター事業

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
会員数	人	562	646	695	723
・サポート会員数	人	116	134	133	129
・お願い会員数	人	433	499	544	576
・両方会員数	人	13	13	18	18

◇ホームスタート事業

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用世帯数	世帯	16	19	21	21
子どもの人数	人	23	33	38	33
訪問回数（延べ）	回	100	128	197	193

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	こども家庭課	子育ての支援を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人の連絡や調整等を行う民間の子育て相互援助活動に対し、サポート会員の拡大や多様なニーズに対応した活動を行うことができるよう支援の充実を図ります。
・民生児童委員協議会（再掲）	地域福祉課	児童の健全な育成を図るため、民生委員・児童委員や主任児童委員が橋渡しとなり、教育・保育施設及び学校と地域、保護者との連携を推進し、必要な情報収集・提供を行います。 地域における身近な相談者としての認知度を高め、相談しやすい環境整備を図りながら支援を行います。 また、各地域の民生委員・児童委員が、それぞれの持つ情報を交換し、活動の資質向上及び連携を強化するため、民生児童委員協議会理事会や地区定例会を開催し、情報の共有や連携のさらなる強化を図ります。

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・ホームスタート事業（再掲）	こども家庭課	子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭を市民ボランティアが訪問し、悩みや相談に応じる傾聴と一緒に家事や育児などをする協働により、支援を行います。さらに、妊娠期から出産期、子育て期まで、切れ目のない支援を行います。
・青少年の心を育てる市民行動プラン事業	教育総務課あいづっこ育成推進室	青少年の健全育成の柱となる市民共通の行動指針「青少年の心を育てる市民行動プラン “あいづっこ宣言※”」のさらなる周知・啓発を図るとともに、「市民総ぐるみ朝のあいさつ“おはよう”運動」などの実践活動を行います。
・商店街等と連携した活動への支援	商工課	商店街と市民が連携し、空き店舗の活用やイベント等の開催により、子育て世代の交流や活動を促す取組に対して支援を行います。
◆子ども未来基金事業（再掲）	こども家庭課	市民等からの寄附金を原資とした基金を活用し、地域の団体等による子どもの健やかな育ちと子育てを支える活動に対して助成を行います。

◆：第1期計画には記載がなかった事業

(3) 子育て支援施設を拠点とした子育て支援

保育所や幼保連携型認定こども園に開設した「地域子育て支援センター」や児童館での幼児クラブにおいて、育児相談や子育て親子の交流の場の提供等を行い、子育てにおける不安や悩み等の軽減に努めます。また、継続的な活動が期待できる子育てサークル活動への発展に向けた支援に取り組みます。

◇地域子育て支援センター事業

区分	単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
地域子育て支援センター	施設	19	21	23	23

【主な事業】

事業名	担当課	事業概要
・地域子育て支援センターの充実（再掲）	こども保育課	子育てについて、地域が一体となって支援する体制を整備するため、豊富なノウハウを蓄積する保育所、認定こども園などで、地域の中の拠点として子育て支援を行います。 特に地域子育て支援センターにおいては、地域の子育て家庭の支援を推進するため、保育士等による育児・健康相談や各種講座等を実施し、育児に関する不安や悩みの解消を図るとともに、保護者同士の交流を図ります。

【子育て施策(主な事業)一覧】

基本目標 I 子どもがいきいきと育つまち

基本施策	主な施策	主な事業	ページ
1 心豊かな子どもを育む活動の充実	(1) 子どもに関する情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども向けイベント等の情報提供 ◆図書館イベント、新刊図書情報等の提供 ◆地域とつながる教育支援事業 	20
	(2) 心豊かな子どもを育む体験活動や読書活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・指導児講習会 ・あいづわくわく学園グループ学習 ◆地域学校協働本部事業 ・子どもの読書活動の推進 ・各地区公民館事業 	20 ～ 21
	(3) 国際交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流推進事業 ・友好都市交流事業 	21
2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	(1) 学校の教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校運営協議会 ・学校評議員 ・学校評価 ◆教職員人事評価制度 ◆地域学校協働本部事業（再掲） ◆会津図書館による学校支援 	22
	(2) 保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校間の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保幼小連携事業 	23
3 子どもの安全の確保	(1) 子どもを犯罪等の被害から守るために活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年問題協議会 ・少年センター事業 ◆児童生徒安全対策事業 ◆暴力追放事業 	23 ～ 24
	(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・交通教育専門員事業 ・学校安全ボランティア活動支援事業 ◆通学路安全推進事業 	24
4 子どもの悩みに対応する相談支援体制の充実	(1) 子どもの悩みに対する相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー等活用事業 ・適応指導・教育相談事業 	25
5 次代の親の育成	(1) 幼児とふれあう機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児とふれあう機会の提供 	26
	(2) 思春期における健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・性教育の充実 ・薬物乱用防止教育の充実 	26

◆ : 第1期計画には記載がなかった事業

基本目標II 子どもを安心して産み・育てることができるまち

基 本 施 策	主 な 施 策	主 な 事 業	ページ
1 妊産婦・子どもの健康づくりの推進	(1) 妊産婦の健康づくりの推進	◆産後ケア事業 ◆子育て世代包括支援センター事業 ・安心・安全な妊娠、出産への支援	27 ～ 28
	(2) 妊婦、乳幼児健康診査の充実	・妊産婦健康診査助成 ・乳幼児健康診査事業 ◆新生児聴覚検査	28
	(3) 子どもの健康づくりの推進	・乳幼児健康相談・教室 ◆子育て世代包括支援センター事業（再掲） ・乳児家庭全戸訪問事業 ◆5歳児発達相談事業	29
	(4) 救急医療体制の充実	・救急医療体制（小児）	30
	(5) 食育の推進	・各年齢に応じた食育の推進 ・食育のさらなる推進	30
2 子育て家庭への各種サービスの充実	(1) 子育て家庭へのわかりやすい情報の提供	◆子育て支援等の情報提供	31
	(2) 子育て家庭への相談の充実・家庭の教育力の向上	・家庭児童相談室運営事業 ・生涯学習出前講座の充実 ・子育て中の親を育成する講演会の開催	31 ～ 32
	(3) 子育てをする親への支援	・地域子育て支援センターの充実 ◆子ども読書活動推進事業 ◆家庭教育講座 ◆子育て応援講座（P T A研修会） ◆ブックスタート事業	32
	(4) 多様な教育・保育ニーズへの対応と充実	・子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供 ・延長保育 ・一時預かり事業 ・休日保育 ・子育て短期支援事業 ◆へき地保育所運営事業	33
	(5) 放課後児童健全育成事業の充実	・放課後児童健全育成事業（こどもクラブ） ・こどもクラブ関係機関の連携	34
3 子育てしやすい生活環境などの整備	(1) 安心して外出できる環境の整備	・利用しやすい公共施設の整備 ・安全な交通環境の整備	34
	(2) 子育てしやすい居住環境の整備	・公営住宅の維持管理 ・特定優良賃貸住宅供給促進事業	35
	(3) 子どもの遊び場の整備	・公園の維持・管理 ・屋内遊び場	35
4 仕事と生活との両立の支援	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	・公共職業安定所との連携による就業支援の実施 ・仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発 ・支援対策に取り組む企業や民間団体の事例情報の収集、提供等 ・男女共同参画推進事業者表彰の実施 ◆男女共同参画コーナーの整備	36
	(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備	・乳幼児健康支援一時預かり事業（病児保育） ・子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供（再掲） ・放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）（再掲） ・ファミリー・サポート・センター事業	37

◆：第1期計画には記載がなかった事業

基本施策	主な施策	主な事業	ページ
5 子育て家庭への経済的支援	(1)教育費や養育費などにかかる支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当 ・子ども医療費助成事業 ・保育料等の減免 ◆児童扶養手当 ◆ひとり親家庭医療費助成事業 ◆就学援助制度 	38
	(1) 子どもの虐待防止の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会 ・養育支援訪問事業 	39
	(2) ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性福祉相談 ◆児童扶養手当（再掲） ◆ひとり親家庭医療費助成事業（再掲） ・母子家庭等自立支援給付 ・就学奨励金 ・母子生活支援 ◆就学援助制度（再掲） 	40
	①教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮者自立支援事業「子どもの学習・生活支援事業」 ・スクールカウンセラー等活用事業（再掲） ・適応指導・教育相談事業（再掲） ◆地域学校協働本部事業（再掲） ◆家庭教育講座（再掲） ◆子育て応援講座（PTA研修会）（再掲） 	41 ～ 42
	②生活の安定に資するための支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮者自立支援事業「自立相談支援事業」 ・子育て短期支援事業（再掲） ・母子生活支援（再掲） ・児童手当（再掲） ◆児童扶養手当（再掲） ・子ども医療費助成事業（再掲） ◆ひとり親家庭医療費助成事業（再掲） ・就学奨励金（再掲） ・放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）（再掲） 	42 ～ 43
6 援助を必要とする子どもや家庭への支援	③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり親家庭自立支援事業 ◆保育施設やこどもクラブの受け入れ確保 	43
	④経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮者自立支援事業「住居確保給付金の支給」 ◆ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成事業 ・ホームスタート事業 ・保育料等の減免（再掲） ◆会津若松市奨学金給与 ◆板橋好雄奨学資金貸与 ◆就学援助制度（再掲） ◆被災児童生徒就学支援事業 	44
	⑤切れ目のない支援及び地域との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員協議会 ◆子ども未来基金事業 ・ホームスタート事業（再掲） ◆ブックスタート事業（再掲） ◆妊娠・出産・子育てに関する相談 ・地域子育て支援センターの充実（再掲） ・保幼小連携事業（再掲） ◆青少年問題協議会（再掲）・青少年健全育成事業 	45 ～ 46
	(4)障がいのある子どもや家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児に対する支援 ・地域自立支援協議会 ・障がい者総合相談窓口 ・教育支援委員会 ◆支援学校等への移動図書館の運行 	46

◆：第1期計画には記載がなかった事業

基本目標Ⅲ 子育てをみんなで支えるまち

基 本 施 策	主 な 施 策	主 な 事 業	ペー ジ
1 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進	(1) 子育て意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進事業 ・子どもの権利を尊重する意識づくり 	47
	(2) 市民参加の子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センター事業（再掲） ・民生児童委員協議会（再掲） ・ホームスタート事業（再掲） ・青少年の心を育てる市民行動プラン事業 ・商店街等と連携した活動への支援 ◆子ども未来基金事業（再掲） 	48 ～ 49
	(3) 子育て支援施設を拠点とした子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センターの充実（再掲） 	49

◆：第1期計画には記載がなかった事業